

廃石綿等の取扱に関して

1. 「廃石綿等」とは

廃石綿等とは、廃石綿及び石綿が含まれ、もしくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして、次の～に掲げる事業等により発生したものをいいます。

石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもの

吹付け石綿

石綿保温材

けいそう土保温材

パーライト保温材

人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材

石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、

防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着して

いるおそれのあるもの

大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿及び当該事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る。）

2. 処理基準

（1）収集・運搬

廃石綿等に限っての特別な基準はなく、「運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること」等、特別管理産業廃棄物に共通の基準が適用されます。

（2）中間処理

廃石綿等の処分又は再生の方法は、溶融設備を用いて溶融する方法としています。

特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはなりません。

(3) 埋立処分基準

() 中間処理（溶融）した場合

通常の産業廃棄物の処分基準が適用されます。

埋立処分の基準：溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること

海洋投入処分：禁止

() 廃石綿等を直接埋立処分する場合

特別管理産業廃棄物の処分基準が適用されます。

埋立処分の基準：大気中に飛散しないように、あらかじめ、[1]耐水性の材料で二重に梱包するか、又は [2]固形化し、産業廃棄物処理施設である最終処分場のうちの一定の場所において、当該石綿等が分散しないように埋立処分する

海洋投入処分：禁止

3. 処理マニュアル

特別管理産業廃棄物の処理に関連する排出事業者、収集・運搬業者及び処分業者や地方自治体の行政担当者向けに、廃石綿等に関する法的手続や保管、収集・運搬、中間処理、最終処分までの手順及び基礎知識や関係法令等について整理しまとめたものとして次のものがあります。

「特別管理廃棄物シリーズⅡ 廃石綿等処理マニュアル」(平成5年3月発行)

厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室 監修

財団法人廃棄物研究財団 編

化学工業日報社 発行

また、特別管理産業廃棄物に指定されていない非飛散性の石綿の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関して」を参考にしてください。